

群馬県経営管理実施権設定希望事業者の募集
に係る質疑応答集

令和8年1月

群馬県 環境森林部 森林局 林政課 政策企画係

<応募資格>

Q1 法人格のない任意の団体でも応募できるのか。

A1 応募できるのは法人又は個人となります。法人格のある協同組合は応募可能ですが、法人格のない任意の団体では応募できません。

<希望する区域>

Q2 高崎市、安中市、川場村については独自の申請様式が定められているが、共通申請様式と併せて申請する場合は、それに全ての書類を添付するのか。

A2 共通申請様式、高崎市・安中市申請様式、川場村申請様式を併せて提出する場合、同一の添付書類は省略することができます。

<生産量の増加又は生産性の向上>

Q3 事業期間は、4月から翌年3月までの年度とするのか、それとも事業体の会計年度とするのか。

A3 事業期間は、貸借対照表や損益計算書等と対応するよう事業体の会計年度としてください。

Q4 増加割合や実績の基準となるのは、過去3カ年の事業年度の平均値か、それとも直近の事業年度の値となるのか。

A4 増加割合や実績の基準となるのは、直近の事業年度となります。つまり、「一定の割合」以上の向上とは、3年間で約1割以上増加する目標を有しているかどうかを審査します。また、「一定の水準」以上の場合は、直近の事業年度の生産量が年間5,000m³以上、又は、生産性が、間伐において8m³／人日以上、主伐において11m³／人日以上となります。

直近の事業年度： 令和6年4月1日～令和7年3月31日の場合

3年後の事業年度：令和9年4月1日～令和10年3月31日

Q5 別表2の(4)請負事業体の実績の事業体名について、請負先の事業体名をすべて記載するのか。

A5 請負先の事業体名はすべて記載する必要はありません。主な事業体名を記載してください。また、記載した事業体との請負契約書の写し等事業実績が確認できる書類を添付してください。

Q6 目標とする事業年度の見込は、目標とする項目の欄のみ数値を記載すれば良いのか。

A6 目標とする事業年度の見込は、目標とする項目以外の数値も記載してください。

Q7 造林・保育を専門に行っており、素材生産の実績はないが、素材生産を目標項目にしなければならないのか。

A7 経営管理実施権を取得した場合、受託した森林で素材生産を行い、森林の経営をすることになるため、すべての事業者が素材生産のいずれかの項目を目標とする必要があります。

<造林・保育の省力化・低コスト化>

Q8 搬出間伐の低コスト化に取り組んでいる場合、本項目に取り組んでいることとなるのか。

A8 搬出間伐の低コスト化は、本項目には含まれません。選択項目にある列状間伐は、保育・切捨の列状間伐を指します。

Q9 現在、造林・保育を行っていないが、本項目を記載する必要があるのか。

A9 本項目も記載してください。森林経営管理権の設定を受けた場合、皆伐・再造林により、連携先が行っている取組を選択してください。

<主伐後の再造林の確保>

Q10 主伐後の再造林の確保について、他の民間事業者との連携により一体的に実施できる体制を整える場合、連携先の民間事業者の要件はあるのか。

A10 連携先の民間事業者も、それぞれ主伐を実施できる体制又は再造林が実施できる体制を有している必要があります。連携がわかる協定書や連携先の実績がわかる資料を添付してください。

<生産や造林・保育の実施体制の確保>

Q11 (1) 適切な生産管理について、「素材生産に関して、3年間以上の事業実績がある」、「造林・保育に関して、3年間以上の事業実績がある」、「所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年間以上である」の項目は全て「実績あり」の項目に該当しなければならないのか。
また、実績とは過去何年以内の実績となるのか。

A11 全ての項目ではなく、いずれか1項目で「実績あり」に該当しているかどうかが審査基準となります。
実績は、過去10年間における実績を想定しています。

Q12 「所属する現場作業員の現場従事実績等が3年間以上である」にチェックした場合、確認できる書類を添付する必要があるか。
また、現場作業員が1人でも該当すれば良いのか。

A12 現場作業員のうち、1人でも現場従事実績等が3年間以上であればチェックしてください。また、チェックした場合は、該当者の経歴書等の確認できる書類を添付してください。

Q13 (4) 技術者・技能者の数について、記載した場合、該当する全員の修了証（写し）等を申請書に添付する必要はあるか。

A13 修了証（写し）等の添付は不要ですが、技術者・技能者の一覧表を添付してください。

Q14 林業機械の保有状況等について、項目にのっていない林業機械を保有しているが、記載する必要はあるか。

A14 高性能林業機械やそれに準じた機械は項目の空欄部分に、機種名を記載し、台数を記入してください。

＜伐採・造林に関する行動規範の策定等＞

Q15 伐採・造林に関する行動規範とはどのようなものか。

A15 林野庁長官通知「森林窃盗、無断伐採事案発生の未然防止対策の強化等について（30 林整計第 1050 号）」や群馬県が定めた「皆伐・再造林ガイドライン（林第 502-18 号）」を参考に、事業体が伐採・造林に関して守るべき事項を定める必要があります。

Q16 行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制を有しているとはどのような状態を指すのか。

A16 行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制とは、外部の者による確認やチェックリストを用いた評価等、ガイドライン等の遵守を確認できる体制を有していることをいいます。

Q17 独自に行動規範等を策定しているとした場合、所属する団体や県等による行動規範等の遵守等の項目はチェックする必要があるか。

A17 独自に行動規範等を策定していれば、所属する団体や県等による行動規範等の遵守等の項目については、チェック不要です。

Q18 群馬県が定めた「皆伐・再造林ガイドライン」を遵守すれば、独自の行動規範等の策定は不要か。

A18 「皆伐・再造林ガイドライン」では、「ガイドラインに則し、伐採・更新に係る行動規範の策定に努める」としているため、独自の行動規範の策定も併せて検討してください。

＜雇用管理の改善及び労働安全対策＞

Q19 (1) 雇用管理の改善について、全ての現場作業員が該当しない限り、取り組んでいるとならないのか。

A19 原則、希望する全ての現場作業員で該当する必要があります。

Q20 (2) 労働安全対策について、全項目で「取り組んでいる」に該当しなければならないのか。

A20 全項目で「取り組んでいる」に該当する必要があります。

Q21 事業所が数カ所あるが、労災保険の加入の項目は、全事業所で加入していないといけないのか。

A21 全事業所で加入している必要があります。

<コンプライアンスの確保>

Q22 事業体の登録を受けた後、県事業等で事故を起こし、指名停止となった場合、登録の取り消しとなるのか。

A22 事故による指名停止を受けたとしても、ただちに登録の取り消しとなるわけではありません。重大な法令等の違反に伴う事故や事件等による指名停止を受けた場合は、登録の取り消しとなります。

<良好な経理状況>

Q23 登録を受けた後、赤字が継続して、要件を満たさなくなった場合、登録の取り消しとなるのか。

A23 登録後、赤字が継続し要件を満たさなくなった場合、今後5年以内に健全な軌道に乗ることが証明できる中小企業診断士又は公認会計士の診断書等があれば、登録の取り消しとはなりません。

<添付書類>

Q24 数年前に林業労働力の確保に関する法律（平成8年度法律第45号）第5条第1項の認定を受けたが、直近の貸借対照表や損益計算書等の添付は不要か。

A24 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年度法律第45号）第5条第1項の認定を受けている場合、※のついた書類の添付は不要となります。が、認定後、変更になった内容（貸借対照表や損益計算書等）がある場合は、その書類を添付してください。

Q25 請負契約書の写し等事業実績が確認出来る書類とは契約書をすべて添付する必要があるのか。

A25 契約書をすべて添付する必要はありません。請負契約書の写し等事業実績が確認出来る書類により、3年間の素材生産又は造林・保育の実績を確認します。仮に、「5 生産や造林・保育の実施体制の確保」の項目で、素材生産に関して、3年間以上の事業実績があるとした場合、1年毎に1契約以上を3年分添付してください。

また、契約書に変わり、総会資料等の事業実績が確認できる書類を添付することも可能です。

Q26 労働衛生安全法に基づく特別教育の実施状況一覧」とは具体的にどのような書類を添付するのか。

A26 労働安全衛生法に基づく特別教育のうち、次の林業に関する主なものについて、従業員等の実施状況がわかる一覧を添付してください。

- ・伐木造材作業（チェーンソー）
- ・機械集材装置の運転業務
- ・車両系木材伐出機械「走行集材機械」
- ・車両系木材伐出機械「伐木等機械」
- ・車両系木材伐出機械「簡易架線集材装置」